イチカワグループ人権方針

私たちイチカワグループは、「事業は人なり而して人の和なり」を社是に掲げ、事業は人こそが基本であり、その人々が調和し協働することが事業活動の本質であると捉えています。そして、この「人の和」の実現には、すべての人が生まれながらに有する自由、尊厳および権利を尊重する姿勢が必要不可欠であると認識し、以下の通り人権方針を制定します。

1.基本的な考え方

私たちは、事業活動を行う国・地域の法令を遵守するとともに、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約)」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」等の国際規範を支持、尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従ってイチカワグループ人権方針を策定しています。
また、本方針に基づく取組みを着実に進めるため、経営陣の関与のもと、社内の推進体制の整備に努めます。

２．適用範囲

本方針は、イチカワグループのすべての役員と従業員に適用されます。また、サプライヤーを含むすべての取引先に対しても、本方針を支持し遵守いただくよう働きかけていきます。

３．人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、人権への負の影響を把握し、防止または軽減するため、当社グループに適した人権デュー・ディリジェンスの仕組みの整備を進めます。また、自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こさないことはもとより、取引関係その他の事業上の関係を通じて人権侵害を助長し、またはこれに関与することのないよう努めます。

４．救済

私たちは、私たちが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通してその救済に取り組みます。

5. 教育

私たちは、本方針の理解と実効性を高めるため、全役職員に対する必要な教育・啓発に取り組みます。

6. 対話・協議、開示

私たちは、人権への影響を適切に把握し対応するため、必要に応じて関係するステークホ

ルダーとの対話・協議に努めます。また、人権尊重の取り組み状況については、適切な方法で情報開示に努めます。

7. 人権に関する重点課題
私たちは、本方針に基づき、人権に関する重点課題を別表のとおり設定し、適切な取り組みを実施します。なお、重点課題については社会の変化や事業の動向をふまえ、適宜見直しを図ります。

＜別表＞
1.差別・ハラスメント
私たちイチカワグループは、すべての人の人権を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを認めません。特に、人種、民族、国籍、宗教、出身地、性別、性的指向・性自認、年齢、障がい等による差別を禁止し、容認しません。私たちは、採用、配置、育成、評価、処遇その他の雇用に関するあらゆる場面において、本人の適性・能力に基づき公正に判断し、差別のない機会の平等を確保します。
また、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等のすべてのハラスメント行為を禁止し、容認しません。さらに、カスタマーハラスメントを含む外部からの不当な言動から従業員の尊厳と安全を守り、安心して働くことのできる職場環境の確保に取り組みます。

2.強制労働・児童労働
私たちは、強制労働および児童労働を含む不当な労働慣行を禁止し、容認しません。

3.労働者の権利
私たちは、団結権・団体交渉権・団体行動権をはじめとする労働者の基本的権利を尊重するとともに、労働者およびその代表との誠実な対話・協議を通じて、健全な労使関係の維持・向上に努めます。
また、法令に基づく最低賃金を遵守するとともに、労働者が安心して働き続けられる適正な賃金水準の確保に配慮し、低賃金労働や長時間労働の防止を図り、安全で健康的な労働環境の確保に努めます。

4.地域社会との共生
私たちは、事業活動を行う地域社会の一員として、地域住民および先住民族の安全、健康、生活環境、文化・慣習を尊重し、人権への負の影響の防止・軽減に努めることで、地域社会との共生を図ります。

5.プライバシー・個人情報
個人のプライバシーを尊重し、個人情報を適切に管理します。